

平成22年度における温室効果ガス等の排出の削減に 配慮した契約の締結実績の概要

平成23年 8月31日
国立大学法人和歌山大学

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。）第8条第1項の規定に基づき、平成22年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要を取りまとめたので、公表する。

1. 平成22年度の経緯

環境配慮契約法及び国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（平成22年2月5日閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づき、可能なものから温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）の締結に努めた。

2. 環境配慮契約の締結状況

基本方針で環境配慮契約の具体的な方法が定められている①電気の供給、②自動車の購入及び賃貸借、③船舶の調達、④省エネルギー改修事業（ESCO事業）、⑤建築物の建築又は大規模な改修に係る設計業務のうち、栄谷団地で使用する電気の供給に関して、以下のとおり環境配慮契約がなされた。

【栄谷団地】

契約期間	平成22年7月1日～平成23年6月30日
契約電力	2,321kW
予定使用電力	6,522,000kWh
契約方式	事業者の環境配慮の取組状況により入札参加資格を制限する一般競争入札（裾切り方式）（注）
入札申込者	入札申込者 3者（入札参加資格に適合した者：3者）
落札者	エネサーブ株式会社

（注）当該入札の申込者のうち、二酸化炭素排出係数、未利用エネルギー活用状況、新エネルギー導入状況及びグリーン電力証書の調達者への譲渡予定量に係る数値をそれぞれ点数化し、その合計が基準以上である者の中から、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とするもの。

なお、②自動車の購入及び賃貸借、③船舶の調達、④省エネルギー改修事業（E S C O事業）、⑤建築物の建築又は大規模な改修に係る設計業務の環境配慮契約については該当する案件がなかった。

3. その他の環境配慮契約に係る事項

- 環境配慮契約を推進するための本学における体制として、環境物品等の調達の推進に関する基本方針に基づき設置された「和歌山大学グリーン調達推進会議」を活用するとともに、環境配慮契約法について通知文書により学内の各部局への周知を図った。
- 環境省主催の環境配慮契約法に関する説明会へ、財務契約担当職員並びに施設整備契約担当職員が参加した。